登 校 許 可 証 明 書（千葉市版）2019年4月改訂

小・中学校　　年　　組　氏　名

証明日：　　年　　月　　日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登校してよいことを証明します。

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日から療養開始

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日から登校可

○印	疾　患　名	出席停止期間の基準　　※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	麻しん（はしか）	解熱後３日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	Ａ群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後２４時間以上経過し、発熱、発しん等の諸症状が回復するまで
	ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
	その他の感染症（　　）	
以下の疾患については、主治医の指導のもと必要に応じて出席停止とする。欠席の必要がない場合は、登校許可証明書の提出は求めない。		
	伝染性紅斑（りんご病）	発しん期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登校可能
	手足口病	全身状態の安定した者は登校可能
	伝染性膿痂疹（とびひ）	患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで

※　学校生活での注意事項

（　　）

◆ 季節性インフルエンザり患後の登校許可証明書の取扱いについては、保護者記入の「療養報告書」を学校に提出することになりました（2018年11月1日～）。インフルエンザと他の学校感染症を合併してり患した際には、「その他の感染症」の欄に「インフルエンザも合併してり患」と記入してください。

医療機関名

医　師　名　　㊞

千葉市教育委員会（作成協力：千葉市医師会、千葉市養護教諭会）